

三田市障害者就業・生活支援事業業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市障害者就業・生活支援事業業務」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 三田市障害者就業・生活支援事業業務
- (2) 業務の目的 障害者等に対し、就業に関する相談支援及び情報提供を行うことにより、障害者等の就業機会の拡大や安定した職業生活を支援し、障害者等の自立及び地域生活の促進を図る。
- (3) 業務内容
別紙「三田市障害者就業・生活支援事業業務委託仕様書」に示すとおりとする。ただし、仕様書の「4 業務内容」「5 受託資格」「6 開設日時等」「7 職員体制」「8 危機管理・苦情対応」については、提出された企画提案書に基づき仕様を作成するものとする。
- (4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
 - ① 実施方針と具体的取り組み内容
 - ② 事業者実績
 - ③ 開設日時等
 - ④ 職員体制
 - ⑤ 危機管理・苦情対応
- (5) 履行期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

2 予算

委託料の見積限度額は 61,900,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 実施形式 「公募型」とする。

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
プロポーザル実施の公告	9月1日（火）
質疑受付期間	9月3日（木）～11日（金）
質疑回答期日	9月16日（水）
参加表明書受付期限	9月25日（金）
資格審査結果通知	10月5日（月）
企画提案書提出期間	10月5日（月）～10月26日（月）
プレゼンテーション	11月4日（水）
プロポーザル審査結果通知	11月13日（金）

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

【その他要件】

- (1) 障害福祉サービス事業を実施する法人であること。
- (2) 障害福祉サービス事業を実施する法人で障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所または指定特定相談支援事業所の指定を受けている（令和 9 年 4 月 1 日時点においても有効であること）、令和 9 年 4 月 1 日までに指定を受ける見込みを有している
- (3) 就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援のいずれか）の事業所指定を受けている者、または障害者就業・生活支援業務の実績がある者で、継続して運営ができる者（サービス提供地域に三田市を含むものに限る）。

6 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式 6）により、メールで提出すること。
メールアドレス：syogai_u@city.sanda.lg.jp
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 11 日（金） 16 時 30 分まで（必着）
- (3) 提出先 健康福祉部 障害福祉課
- (4) 回答方法 令和 8 年 9 月 16 日（水）16 時 30 分までに三田市ホームページの当該ページに掲載する。（回答できるものはこの期日に関わらず随時三田市ホームページに掲載する。）

7 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

様式等	留意事項	提出部数
参加表明書（様式 1）		1 部
法人等の概要および経営方針（様式 2）		7 部
指定事業所一覧（様式 3）		7 部
定款又は寄付行為	写しの場合は原本証明	1 部
履歴事項全部証明書	写しの場合は原本証明	1 部
財務諸表（貸借対照表・損益計算書・収支	直近 2 か年分	1 部

決算・財産目録等)		
納税証明又は納税義務がない旨の理由を記した申立書		1 部
法人の業務内容がわかるパンフレット等		7 部
運営規程	指定相談支援事業所または就労系障害福祉サービス事業所	7 部
法人が定めたマニュアル及び事務フロー	個人情報保護や守秘義務、苦情やトラブル発生時の対応について法人が作成している物を提出すること。	7 部
誓約書（様式 7）	提出書類提出時に、指定相談支援事業者の指定を受けていない法人のみ	1 部

(2) 提出期限 令和 8 年 9 月 25 日（金）16 時 30 分まで 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(4) 提出先 健康福祉部 障害福祉課

8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に企画提案書の提出を依頼する。資格を有しないものについては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日から起算して 7 日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

結果通知は、令和 8 年 10 月 5 日までに郵送にて通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

様式等	留意事項	提出部数
企画提案書（様式 4）		1 部
特定テーマに対する提案（様式 5-1～5-5）	企画提案を求める特定テーマについて、特定テーマ（1）及び（4）は A4 判 4 枚以内で、その他のテーマは 1 テーマ、A4 判 2 枚以内で作成すること。（必要に応じて図、写真等の使用可。様式 5-1～5-5 に示す項目の記載があれば、任意の様式でも構わない。）	7 部
見積書（様式任意）	消費税額及び地方消費税額を除いた 5 年間の総額を記入すること。 ※別途各年度の必要経費の明細書（人件費、事務費、事業費等）を作成し、提出すること。	1 部

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ② 本要領「1 業務概要」(4) に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記入すること。記入にあたっては、1 テーマ、A 4 判 2 枚までとすること。
- ③ 見積書には、仕様書、特定テーマに記載されたすべての業務の見積額を記入すること。
- ④ 配置予定者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

(3) 提出期間 令和8年10月26日（月）16時30分まで 必着

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(5) 提出先 健康福祉部 障害福祉課

10 プレゼンテーション

以下の通り実施する。

(1) 開催日 令和8年11月4日（水）

(2) 場 所 三田市役所

(3) 開始時間 後日連絡する。

(4) 出席者 配置予定の専門的職員を含め、3人までとする。

(5) その他 法人概要、企画提案書の内容について説明を受け、説明内容について質疑応答を行う。

プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。

11 審査基準

参加表明書及び企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

審査項目	評価の着眼点	配点
法人の経験及び能力	・相談支援事業の実績 ・法人の基本的な方針	15
企画提案 (1) 総合的な実施方針	・基本的な方針の妥当性 ・事業者の実績の活用 ・取組事業の内容、実施方法の実現性	45
企画提案 (2) 開設時間外の対応等	・夜間、休日等の対応体制 ・緊急時のバックアップ体制	10
企画提案	・職員体制の妥当性	30

(3) 職員体制	・専門的職員の経験及び能力	
企画提案 (4) 危機管理・苦情対応	・個人情報取り扱い、守秘義務に関する取り組み ・苦情、トラブル発生時及び訴訟等への対応	10
見積書	・業務内容との整合	点数化しない
合 計		110

12 企画提案書審査・通知

提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。ただし、最上位である点数が6割以下の場合、最低基準点に達していないとし候補者の決定条件を満たさないこととする。審査の結果は、すべての提出者に対して、令和8年11月中旬に通知する。企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることの了解を三田市に得なければならない。（現時点で配置予定者が未定の場合も、業務の開始までに三田市の了解を得ることが必要）
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の 100 分の 10 以上（三田市内に本社本店のある者については 100 分の 3 以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14 問合せ・書類提出先

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

健康福祉部 障害福祉課

TEL 079-559-5075

FAX 079-562-1294